

利用料金表 (別紙)

2022/10/1現在  
(令和4年報酬改定)

◆地域密着型特別養護老人ホーム浩養園 1ヵ月(30.4日)あたりの料金表【概算】

第4段階ご利用料金 (円) (所得区分)住民税課税世帯の方(減額なし)

所得段階 4段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料)【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	月額合計(30.4日) 【A+B+C+D】
要介護1	27,351	79,040	50,160	8,904	165,455
要介護2	29,746				167,850
要介護3	32,280				170,384
要介護4	34,744				172,848
要介護5	37,105				175,209

第3段階②ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円を超える方

所得段階 3段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料)【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	月額合計(30.4日) 【A+B+C+D】
要介護1	27,351	57,882	47,576	8,904	141,713
要介護2	29,746				144,108
要介護3	32,280				146,642
要介護4	34,744				149,106
要介護5	37,105				151,467

第3段階①ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円超120万円以下の方

所得段階 3段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料)【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	月額合計(30.4日) 【A+B+C+D】
要介護1	27,351	57,882	25,992	8,904	120,129
要介護2	29,746				122,524
要介護3	32,280				125,058
要介護4	34,744				127,522
要介護5	37,105				129,883

第2段階ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以下の方

所得段階 2段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料)【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	月額合計(30.4日) 【A+B+C+D】
要介護1	27,351	42,986	18,088	8,904	97,329
要介護2	29,746				99,724
要介護3	32,280				102,258
要介護4	34,744				104,722
要介護5	37,105				107,083

第1段階ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、高齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者

所得段階 1段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料)【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	月額合計(30.4日) 【A+B+C+D】
要介護1	27,351	42,986	15,352	8,904	94,593
要介護2	29,746				96,988
要介護3	32,280				99,522
要介護4	34,744				101,986
要介護5	37,105				104,347

(裏面に続く)

- \*1. 上記の【A】については、介護施設サービス費(要介護1~5)、日常生活継続支援加算2、看護体制加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅱ1、栄養マネジメント強化加算、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算の項目で試算しております。
- \*2. 上記、居住費は、500円/日(トイレ付個室)を含んだ金額となっています。
- \*3. 本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。負担割合(2割)及び(3割)の方の場合、居住費【B】、食費【C】および個別サービス料金【D】分を除いた、施設利用料【A】がおおよそ2倍及び3倍と
- \*4. 単位数計算(1単位=10.14円)により多少の端数分誤差が生じる場合があります。
- \*5. 入所後30日を限度として、初期加算及び安全対策体制加算が上記に加算されます。その他、上記以外の加算が追加される場合があります
- \*6. 個別サービス料金【D】(介護保険給付外)については、日用品費、教養娯楽費、家族会費が含まれた金額にて試算しております。介護保険給付外サービス等には、別途料金が発生いたします。